

林木産第 852 号
令和 4 (2022) 年 3 月 28 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

栃木県知事 福田 富一

栃木県産原木しいたけ（露地・施設）の「出荷制限解除後の管理計画」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に基づき作成した栃木県産原木しいたけ（露地・施設）の「出荷制限解除後の管理計画」を見直したので提出します。

主な変更点

- 1 栃木県きのこ生産工程管理基準の策定に伴い、露地栽培と施設栽培の管理計画を統合する。
- 2 施設栽培におけるほだ木の洗浄は必須とせず必要に応じて実施する。
- 3 商品への県生産工程管理基準の適合表示（県作成シールの貼付）に代わり、県ホームページで出荷制限解除者の氏名を公表することで流通関係者へ生産者情報を周知する。
- 4 検査により基準値を超過した場合の出荷自粛と自主回収の対象を、「同市町産の全原木しいたけ」から「基準値を超過した生産者の原木しいたけ」に変更する。

変更の理由

- 1 「栃木県原木生しいたけ（露地栽培）生産工程管理基準」と「栃木県原木生しいたけ（施設栽培）生産工程管理基準」を統一した「栃木県きのこ生産工程管理基準」を策定したことから、露地栽培と施設栽培の管理計画を統合する。
- 2 ほだ木の検査結果から追加汚染がないと確認できる場合は洗浄工程を省略できることとする。
- 3 シールの貼付により、出荷制限解除制度や生産者情報に関する流通関係者等への周知について一定の効果が得られたことから、今後は県ホームページで出荷制限解除者の氏名を公表することにより生産者情報を周知する。
- 4 出荷制限解除者は、生産工程管理を実施して安全性を確認した上で出荷していることから、基準値を超過した生産者以外の者の原木しいたけは出荷自粛を要請しないこととする。
なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合は、周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

出荷制限解除後の管理計画

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された栃木県内の市町において産出されたしいたけ（露地または施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）」という。）のうち、「栃木県きのこ生産工程管理基準」（以下、「県生産工程管理基準」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 栃木県における管理計画

(1) 生産者の管理

県は、市町と連携し、対象区域内で原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

(2) 県生産工程管理基準に即した生産の実施

県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県生産工程管理基準により、原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。

(3) 栃木県きのこ生産工程管理基準の概要

ア ほだ木の安全管理

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

(ア) 原木調達

安全が確認された原木の使用（自伐の場合は、原木林環境適否検査の実施）

(イ) ほだ木検査

培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（露地栽培）

洗浄前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（施設栽培）

発生操作前（洗浄後）に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（施設栽培）

ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止

(ウ) ほだ木の洗浄（施設栽培）

発生操作前に必要に応じてほだ木の洗浄を行う。（ほだ木の検査結果から追加汚染がないと確認できる場合は洗浄を省略できる）

イ 使用するほだ場（露地栽培）

環境適否検査を実施し、空間線量 $0.20 \mu\text{SV/h}$ 以下のほだ場を使用する。

ウ 子実体の安全確認

出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

エ 用水の安全管理

用水を使用する場合は、1年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。

オ ほだ場及び周辺の安全性の確保（露地栽培）

ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。

カ 生産施設及び施設周辺の安全性の確保（施設栽培）

生産施設及び施設周辺の危害要因を排除する対策を実施し「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」に記録する。

(4) 出荷制限解除後の出荷管理

県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、市町と連携して流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

県は、生産者に対し以下のような内容を表示させる。

- ・原産地は市町まで表示
- ・生産者名の表示
- ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県と市町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

【流通管理体制】

(ア) 管理責任を負う者

集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制
農協（JA）	農協（JA）	栃木県
直売所（個人販売含）	直売所代表者	市町、栃木県
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	市町、栃木県
通信販売等	通信販売等を行う生産者	市町、栃木県

(イ) 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③商品の表示内容の適正な表示 ④モニタリング検査の実施 ⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出 ⑥生産工程管理記録・栽培履歴の提出
生産グループ 管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理 ②生産工程管理に基づく出荷の認否
集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②商品の表示内容の確認 ③県ホームページでの出荷制限解除者確認 ④集出荷、販売記録の保存
市町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ③ネット販売等の監視
栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③県ホームページでの出荷制限解除者の氏名公表 ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ⑦ネット販売等の監視

(5) 出荷制限解除後の検査計画

ア 県生産工程管理基準に基づく検査

（ア）出荷前、1生産ロットごとに1検体検査

イ 栃木県のモニタリング検査

（ア）毎月、出荷前、市町内で1検体検査

（イ）検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。

(6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、基準値を超過した生産者に対して速やかに原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。

また、県は当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査するとともに、再発防止を指導する。

なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあっては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。

(7) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

ア 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。

イ 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。

ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

3 関係者への周知

県は、市町・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。

栃木県の「出荷制限解除後の出荷管理と検査計画」の統合

栃木県統合版	露地栽培	施設栽培
出荷制限解除後の出荷管理と検査計画 1 出荷制限を解除する範囲 出荷制限が指示された栃木県内の市町において産出されたいたけ（<u>露地または施設</u>において原木で栽培されたもの）（以下、「<u>原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）</u>」という。）のうち、「<u>栃木県きのこ生産工程管理基準</u>」（以下、「<u>県生産工程管理基準</u>」という。）の<u>放射性物質対策</u>に即して生産され、基準値以下であることが確認されたいたけ。 2 削除 <u>2 栃木県における管理計画</u> (1) 生産工程管理の実施 ① 生産者の管理 県は、市町と連携し、対象区域内で原木しいたけ（<u>露地栽培／施設栽培</u>）を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成した。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。	出荷制限解除後の出荷管理と検査計画 1 出荷制限を解除する範囲 出荷制限が指示された栃木県内の（市町）において産出されたいたけ（<u>露地</u>において原木で栽培されたもの）（以下、「<u>原木しいたけ（露地栽培）</u>」という。）のうち、「<u>栃木県原木しいたけ（露地栽培）生産工程管理基準</u>」（以下、「<u>県生産工程管理基準</u>」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたいたけ。 2 略 <u>3 栃木県（市町）における管理計画</u> (1) 生産工程管理の実施 ① 生産者の管理 県は、（市町）と連携し、対象区域内で原木しいたけ<u>露地栽培</u>を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成した。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。	出荷制限解除後の出荷管理と検査計画 1 出荷制限を解除する範囲 出荷制限が指示された栃木県内の（市町）において産出されたいたけ（<u>施設</u>において原木で栽培されたもの）（以下、「<u>原木しいたけ（施設栽培）</u>」という。）のうち、「<u>栃木県原木しいたけ（施設栽培）生産工程管理基準</u>」（以下、「<u>県生産工程管理基準</u>」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたいたけ。 2 略 <u>3 栃木県（市町）における管理計画</u> (1) 生産工程管理の実施 ① 生産者の管理 県は、（市町）と連携し、対象区域内で原木しいたけ<u>施設栽培</u>を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成した。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

栃木県統合版	露地栽培	施設栽培
② 県生産工程管理基準に即した生産の実施 県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県生産工程管理基準により、原木しいたけ（<u>露地栽培／施設栽培</u>）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。 その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。 ③ 「<u>栃木県きのこ生産工程管理基準</u>」の概要 ア ほだ木の安全管理 各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。 (i) 原木調達 安全が確認された原木の使用 (自伐の場合は、原木林環境適否検査の実施) (ii) ほだ木検査 培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（<u>露地栽培</u>）	② 県生産工程管理基準に即した生産の実施 県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県生産工程管理基準により、原木しいたけ（<u>露地栽培</u>）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。 その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。 ③ 「<u>栃木県原木しいたけ（露地栽培）生産工程管理基準</u>」の概要 ア ほだ木の安全管理 各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。 (i) 原木調達→安全が確認された原木の使用 (自伐の場合は、原木林環境適否検査の実施) (ii) ほだ木検査→培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し検査する。	② 県生産工程管理基準に即した生産の実施 県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県生産工程管理基準により、原木しいたけ（<u>施設栽培</u>）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。 その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。 ③ 「<u>栃木県原木しいたけ（施設栽培）生産工程管理基準</u>」の概要 ア ほだ木の安全管理 各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。 (i) 原木調達→安全が確認された原木の使用

栃木県統合版	露地栽培	施設栽培
洗浄前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(施設栽培) 発生操作前(洗浄後)に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。(施設栽培) ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止 <u>(iii)</u> ほだ木の洗浄(施設栽培) 発生操作前にはほだ木の洗浄を必ず行う。 イ 使用するほだ場(露地栽培) 環境適否検査を実施し、空間線量 $0.20 \mu\text{SV/h}$ 以下のほだ場を使用する。 ウ 子実体の安全確認 出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。 エ 用水の安全管理 用水を使用する場合は、1年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。	(iii) ほだ木の指標値を超過した生産ロット→使用禁止 イ 使用するほだ場 環境適否検査を実施し、空間線量 $0.20 \mu\text{SV/h}$ 以下のほだ場を使用する。 ウ 子実体の安全確認 出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。 エ 用水の安全管理 用水を使用する場合は、1年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。	(ii) 洗浄前のほだ木検査→1生産ロットごと3本選出し1本ごとに検査 (iii) 発生操作前(洗浄後)にほだ木検査→1生産ロットごと3本選出し1本ごとに検査 (iv) ほだ木の指標値を超過した生産ロット→使用禁止 <u>イ</u> ほだ木の洗浄 発生操作前にはほだ木の洗浄を必ず行う。 ウ 子実体の安全確認 出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。 エ 用水の安全管理 1年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。

栃木県統合版	露地栽培	施設栽培
オ ほだ場及び周辺の安全性の確保（露地栽培） ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。 カ 生産施設及び施設周辺の安全性の確保（施設栽培） 生産施設及び施設周辺の危害要因を排除する対策を実施し「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」に記録する。 (2) 出荷制限解除後の出荷管理と検査計画 ① 生産者の区別及び出荷自粛の指導 県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。 また、県と市町は流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。	オ ほだ場及び周辺の安全性の確保 ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。 (2) 出荷解除後の出荷管理と検査計画 ① 生産者の区別及び出荷自粛の指導 （市町）内で県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。 また、県と（市町）は流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立ち入り検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。	オ 生産施設及び施設周辺の安全性の確保 生産施設及び施設周辺の危害要因を排除する対策を実施し「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」に記録する。 (2) 出荷制限解除後の出荷管理と検査計画 ① 生産者の区別及び出荷自粛の指導 （市町）内で県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。 また、県と（市町）は流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立ち入り検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

栃木県統合版	露地栽培	施設栽培
② 商品の表示 県は、生産者に対し以下のような<u>内容</u>について、生産品の販売単位ごとに、ラベル等で表示することを徹底させる。 ア <u>原産地は市町まで表示</u> イ 生産者名（生産者 ID）の表示 ウ <u>栽培方法（原木・露地／施設）を明示</u> エ 県生産工程管理基準への適合の表示 ③ 県生産工程管理基準に基づかない原木しいたけ（<u>露地栽培／施設栽培</u>）が出荷されないことの確保 流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県と市町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。	② 商品の表示 県は、生産者に対し以下のような<u>表示</u>について、生産品の販売単位ごとに、ラベル等で表示することを徹底させる。 ア <u>原産地の表示→市町まで表示</u> イ 生産者名（生産者 ID）の表示 ウ <u>栽培方法の表示→栽培方法（原木・露地）を明示</u> エ 県生産工程管理基準への適合の表示 ③ 県生産工程管理基準に基づかない原木しいたけ（<u>露地栽培</u>）が出荷されないことの確保 流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県と（市町）は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。	② 商品の表示 県は、生産者に対し以下のような<u>表示</u>について、生産品の販売単位ごとに、ラベル等で表示することを徹底させる。 ア <u>原産地の表示→は市町まで表示</u> イ 生産者名（生産者 ID）の表示 ウ <u>栽培方法の表示→栽培方法（原木・施設）を明示</u> エ 県生産工程管理基準への適合の表示 ③ 県生産工程管理基準に基づかない原木しいたけ（<u>施設栽培</u>）が出荷されないことの確保 流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県と（市町）は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

栃木県統合版			露地栽培			施設栽培		
④ 流通管理体制及び管理方法は以下のとおりとする。 ア 管理責任を負う者			④ 流通管理体制及び管理方法は以下のとおりとする。 ア 管理責任を負う者			④ 流通管理体制及び管理方法は以下のとおりとする。 ア 管理責任を負う者		
集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制	集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制	集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制
農協（ＪＡ）	農協（JA）	栃木県	農協（ＪＡ）	農協（JA）	栃木県	農協（ＪＡ）	農協（JA）	栃木県
直売所(個人販売含)	直売所代表者	市町、栃木県	直売所(個人販売含)	直売所代表者	(市町)、栃木県	直売所(個人販売含)	直売所代表者	(市町)、栃木県
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	市町、栃木県	市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	(市町)、栃木県	市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	(市町)、栃木県
通信販売等	通信販売等を行う生産者	市町、栃木県	通信販売等	通信販売等を行う生産者	(市町)、栃木県	通信販売等	通信販売等を行う生産者	(市町)、栃木県
イ 管理の体制及び方法			イ 管理の体制及び方法			イ 管理の体制及び方法		
区分	管理方法		区分	管理方法		区分	管理方法	
生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③商品の表示内容の適正な表示 ④モニタリング検査の実施 ⑤ラベル等への管理基準の適合の表示 ⑥出荷記録の保存及び必要に応じた提出 ⑦生産工程管理記録・栽培履歴の提出		生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③商品の表示内容の適正な表示 ④モニタリング検査の実施 ⑤ラベル等への管理基準の適合の表示 ⑥出荷記録の保存及び必要に応じた提出 ⑦生産工程管理記録・栽培履歴の提出		生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③商品の表示内容の適正な表示 ④モニタリング検査の実施 ⑤ラベル等への管理基準の適合の表示 ⑥出荷記録の保存及び必要に応じた提出 ⑦生産工程管理記録・栽培履歴の提出	
生産グループ管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理 ②生産工程管理に基づく出荷の認否		生産グループ管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理 ②生産工程管理に基づく出荷の認否		生産グループ管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理 ②生産工程管理に基づく出荷の認否	

集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②商品の表示内容の確認 ③ラベル等への管理基準の適合の表示確認 ④集出荷、販売記録の保存	集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②商品の表示内容の確認 ③ラベル等への管理基準の適合の表示確認 ④集出荷、販売記録の保存	集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②商品の表示内容の確認 ③ラベル等への管理基準の適合の表示確認 ④集出荷、販売記録の保存
市町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導	市町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導	市町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導
栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③モニタリング検査結果に基づく安全シールの配布 ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導	栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③モニタリング検査結果に基づく安全シールの配布 ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導	栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③モニタリング検査結果に基づく安全シールの配布 ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導

栃木県統合版	露地栽培	施設栽培
⑤ 解除後の検査計画 ア 県生産工程管理基準に基づく検査 (i)出荷前、1生産ロットごとに1検体検査 イ 栃木県のモニタリング検査 (i)毎月、出荷前、市町内で1検体検査 (ii)検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。 (3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 県は、速やかに<u>同市町産の全原木しいたけ(露地栽培／施設栽培)</u>の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。 また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。 なお、国の定める「出荷制限等の解除の考え方」を満たすまで市町内全域を対象に出荷自粛を要請する。	⑤ 解除後の検査計画 ア 県生産工程管理基準に基づく検査 (i)出荷前、1生産ロットごとに1検体検査 イ 栃木県のモニタリング検査 (i)毎月、出荷前、(市町)内で1検体検査 (ii)検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。 (3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 県は、速やかに(市町)産の全原木しいたけ<u>(露地栽培)</u>の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。 また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。 なお、国の定める「出荷制限等の解除の考え方」を満たすまで市町内全域を対象に出荷自粛を要請する。	⑤ 解除後の検査計画 ア 県生産工程管理基準に基づく検査 (i) 出荷前、1生産ロットごとに1検体検査 イ 栃木県のモニタリング検査 (i)毎月、出荷前、(市町)内で1検体検査 (ii)検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。 (3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 県は、速やかに(市町)産の全原木しいたけ<u>(施設栽培)</u>の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。 また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。 なお、国の定める「出荷制限等の解除の考え方」を満たすまで市町内全域を対象に出荷自粛を要請する。

栃木県統合版	露地栽培	施設栽培
(4) 新たに出荷再開を認める判断基準 今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。 ① 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。 ② 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。 ③ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。 <u>3</u> 関係者への周知 県は、市町・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。	(4) 新たに出荷再開を認める判断基準 今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。 ① 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。 ② 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。 ③ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。 <u>4</u> 関係者への周知 県は、(市町)・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。	(4) 新たに出荷再開を認める判断基準 今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。 ① 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。 ② 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。 ③ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。 <u>4</u> 関係者への周知 県は、(市町)・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前（栃木県統合版）
出荷制限解除後の<u>管理計画</u> 1 出荷制限を解除する範囲 出荷制限が指示された栃木県内の市町において産出されたしいたけ（露地または施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）」という。）のうち、「栃木県きのこ生産工程管理基準」（以下、「県生産工程管理基準」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。 2 栃木県における管理計画 <u>削除</u> <u>(1) 生産者の管理</u> 県は、市町と連携し、対象区域内で原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成<u>する</u>。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。	出荷制限解除後の出荷管理と検査計画 1 出荷制限を解除する範囲 出荷制限が指示された栃木県内の市町において産出されたしいたけ（露地または施設において原木で栽培されたもの）（以下、「原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）」という。）のうち、「栃木県きのこ生産工程管理基準」（以下、「県生産工程管理基準」という。）の放射性物質対策に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。 2 栃木県における管理計画 <u>(1) 生産工程管理の実施</u> <u>① 生産者の管理</u> 県は、市町と連携し、対象区域内で原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成<u>した</u>。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

改正後	改正前（栃木県統合版）
<u>(2)</u> 県生産工程管理基準に即した生産の実施 県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県生産工程管理基準により、原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。 その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。 <u>(3)</u> 栃木県きのこ生産工程管理基準の概要 ア ほだ木の安全管理 各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。 <u>(ア)</u> 原木調達 安全が確認された原木の使用 （自伐の場合は、原木林環境適否検査の実施） <u>(イ)</u> ほだ木検査 培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（露地栽培） 洗浄前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（施設栽培） 発生操作前（洗浄後）に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（施設栽培） ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止	<u>②</u> 県生産工程管理基準に即した生産の実施 県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県生産工程管理基準により、原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の生産に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。 その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。 <u>③</u> 「栃木県きのこ生産工程管理基準」の概要 ア ほだ木の安全管理 各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。 <u>(i)</u> 原木調達 安全が確認された原木の使用 （自伐の場合は、原木林環境適否検査の実施） <u>(ii)</u> ほだ木検査 培養中、収穫前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（露地栽培） 洗浄前に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（施設栽培） 発生操作前（洗浄後）に1生産ロットごとに3本選出し1本ごとに検査する。（施設栽培） ほだ木の指標値を超過した生産ロットは使用禁止

改正後	改正前（栃木県統合版）
(ウ) ほだ木の洗浄（施設栽培） 発生操作前に<u>必要に応じてほだ木の洗浄を行う。（ほだ木の検査結果から追加汚染がないと確認できる場合は洗浄を省略できる）</u> イ 使用するほだ場（露地栽培） 環境適否検査を実施し、空間線量 0.20 μSV/h 以下のほだ場を使用する。 ウ 子実体の安全確認 出荷前、1 生産ロットごとに 1 検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。 エ 用水の安全管理 用水を使用する場合は、1 年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。 オ ほだ場及び周辺の安全性の確保（露地栽培） ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。 カ 生産施設及び施設周辺の安全性の確保（施設栽培） 生産施設及び施設周辺の危害要因を排除する対策を実施し「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」に記録する。	(iii) ほだ木の洗浄 発生操作前に<u>ほだ木の洗浄を必ず行う。</u> イ 使用するほだ場（露地栽培） 環境適否検査を実施し、空間線量 0.20 μSV/h 以下のほだ場を使用する。 ウ 子実体の安全確認 出荷前、1 生産ロットごとに 1 検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。 エ 用水の安全管理 用水を使用する場合は、1 年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。 オ ほだ場及び周辺の安全性の確保（露地栽培） ほだ場及び周辺の危害要因を排除する対策を実施し「ほだ場及び周辺危害要因対策管理表」に記録する。 カ 生産施設及び施設周辺の安全性の確保（施設栽培） 生産施設及び施設周辺の危害要因を排除する対策を実施し「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」に記録する。

改正後	改正前（栃木県統合版）
(4) <u>出荷制限解除後の出荷管理</u> 県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。 また、<u>県はホームページで出荷制限解除者の氏名を公表し、市町と連携して流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。</u> 県は、生産者に対し以下のような<u>内容を表示させる。</u> ・原産地は市町まで表示 ・生産者名の表示 ・栽培方法（原木・露地／施設）を明示 流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県と市町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。	(2) <u>出荷制限解除後の出荷管理と検査計画</u> ① <u>生産者の区別及び出荷自粛の指導</u> 県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。 また、<u>県と市町は流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立入検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。</u> ② <u>商品の表示</u> 県は、生産者に対し以下のような<u>内容について、生産品の販売単位ごとに、ラベル等で表示することを徹底させる。</u> ア 原産地は市町まで表示 イ 生産者名 <u>（生産者 ID）</u> の表示 ウ 栽培方法（原木・露地／施設）を明示 エ <u>県生産工程管理基準への適合の表示</u> ③ <u>県生産工程管理基準に基づかない原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）が出荷されないことの確保</u> 流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生産品のみを取扱い、それ以外の生産品の流通自粛・排除を行う。また、県と市町は連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。

改正後	改正前（栃木県統合版）																																																																			
【流通管理体制】 （ア）管理責任を負う者 <table><tr><th>集出荷・販売者</th><th>管理責任者</th><th>チェック体制</th></tr><tr><td>農協（JA）</td><td>農協（JA）</td><td>栃木県</td></tr><tr><td>直売所(個人販売含)</td><td>直売所代表者</td><td>市町、栃木県</td></tr><tr><td>市場・仲買・卸業者等</td><td>市場担当者等</td><td>市町、栃木県</td></tr><tr><td>通信販売等</td><td>通信販売等を行う生産者</td><td>市町、栃木県</td></tr></table> （イ）管理の体制及び方法 <table><tr><th>区 分</th><th>管理方法</th></tr><tr><td rowspan="3">生産者</td><td>①県生産工程管理基準に即した生産管理</td></tr><tr><td>②生産者台帳の整備に要する情報提供</td></tr><tr><td>③商品の表示内容の適正な表示</td></tr><tr><td rowspan="3">生産グループ 管理者</td><td>④モニタリング検査の実施</td></tr><tr><td>⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出</td></tr><tr><td>⑥生産工程管理記録・栽培履歴の提出</td></tr><tr><td>集出荷・販売者</td><td>①生産工程管理による生産者への指導、管理</td></tr><tr><td></td><td>②生産工程管理に基づく出荷の認否</td></tr><tr><td rowspan="4">集出荷・販売者</td><td>①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認</td></tr><tr><td>②商品の表示内容の確認</td></tr><tr><td>③県ホームページでの出荷制限解除者確認</td></tr><tr><td>④集出荷、販売記録の保存</td></tr></table>	集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制	農協（JA）	農協（JA）	栃木県	直売所(個人販売含)	直売所代表者	市町、栃木県	市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	市町、栃木県	通信販売等	通信販売等を行う生産者	市町、栃木県	区 分	管理方法	生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理	②生産者台帳の整備に要する情報提供	③商品の表示内容の適正な表示	生産グループ 管理者	④モニタリング検査の実施	⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出	⑥生産工程管理記録・栽培履歴の提出	集出荷・販売者	①生産工程管理による生産者への指導、管理		②生産工程管理に基づく出荷の認否	集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認	②商品の表示内容の確認	③県ホームページでの出荷制限解除者確認	④集出荷、販売記録の保存	④ 流通管理体制及び管理方法は以下のとおりとする。 ア 管理責任を負う者 <table><tr><th>集出荷・販売者</th><th>管理責任者</th><th>チェック体制</th></tr><tr><td>農協（JA）</td><td>農協（JA）</td><td>栃木県</td></tr><tr><td>直売所(個人販売含)</td><td>直売所代表者</td><td>市町、栃木県</td></tr><tr><td>市場・仲買・卸業者等</td><td>市場担当者等</td><td>市町、栃木県</td></tr><tr><td>通信販売等</td><td>通信販売等を行う生産者</td><td>市町、栃木県</td></tr></table> イ 管理の体制及び方法 <table><tr><th>区 分</th><th>管理方法</th></tr><tr><td rowspan="7">生産者</td><td>①県生産工程管理基準に即した生産管理</td></tr><tr><td>②生産者台帳の整備に要する情報提供</td></tr><tr><td>③商品の表示内容の適正な表示</td></tr><tr><td>④モニタリング検査の実施</td></tr><tr><td>⑤ラベル等への管理基準の適合の表示</td></tr><tr><td>⑥出荷記録の保存及び必要に応じた提出</td></tr><tr><td>⑦生産工程管理記録・栽培履歴の提出</td></tr><tr><td rowspan="2">生産グループ 管理者</td><td>①生産工程管理による生産者への指導、管理</td></tr><tr><td>②生産工程管理に基づく出荷の認否</td></tr><tr><td rowspan="4">集出荷・販売者</td><td>①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認</td></tr><tr><td>②商品の表示内容の確認</td></tr><tr><td>③ラベル等への管理基準の適合の表示確認</td></tr><tr><td>④集出荷、販売記録の保存</td></tr></table>	集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制	農協（JA）	農協（JA）	栃木県	直売所(個人販売含)	直売所代表者	市町、栃木県	市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	市町、栃木県	通信販売等	通信販売等を行う生産者	市町、栃木県	区 分	管理方法	生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理	②生産者台帳の整備に要する情報提供	③商品の表示内容の適正な表示	④モニタリング検査の実施	⑤ラベル等への管理基準の適合の表示	⑥出荷記録の保存及び必要に応じた提出	⑦生産工程管理記録・栽培履歴の提出	生産グループ 管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理	②生産工程管理に基づく出荷の認否	集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認	②商品の表示内容の確認	③ラベル等への管理基準の適合の表示確認	④集出荷、販売記録の保存
集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制																																																																		
農協（JA）	農協（JA）	栃木県																																																																		
直売所(個人販売含)	直売所代表者	市町、栃木県																																																																		
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	市町、栃木県																																																																		
通信販売等	通信販売等を行う生産者	市町、栃木県																																																																		
区 分	管理方法																																																																			
生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理																																																																			
	②生産者台帳の整備に要する情報提供																																																																			
	③商品の表示内容の適正な表示																																																																			
生産グループ 管理者	④モニタリング検査の実施																																																																			
	⑤出荷記録の保存及び必要に応じた提出																																																																			
	⑥生産工程管理記録・栽培履歴の提出																																																																			
集出荷・販売者	①生産工程管理による生産者への指導、管理																																																																			
	②生産工程管理に基づく出荷の認否																																																																			
集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認																																																																			
	②商品の表示内容の確認																																																																			
	③県ホームページでの出荷制限解除者確認																																																																			
	④集出荷、販売記録の保存																																																																			
集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制																																																																		
農協（JA）	農協（JA）	栃木県																																																																		
直売所(個人販売含)	直売所代表者	市町、栃木県																																																																		
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	市町、栃木県																																																																		
通信販売等	通信販売等を行う生産者	市町、栃木県																																																																		
区 分	管理方法																																																																			
生産者	①県生産工程管理基準に即した生産管理																																																																			
	②生産者台帳の整備に要する情報提供																																																																			
	③商品の表示内容の適正な表示																																																																			
	④モニタリング検査の実施																																																																			
	⑤ラベル等への管理基準の適合の表示																																																																			
	⑥出荷記録の保存及び必要に応じた提出																																																																			
	⑦生産工程管理記録・栽培履歴の提出																																																																			
生産グループ 管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理																																																																			
	②生産工程管理に基づく出荷の認否																																																																			
集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認																																																																			
	②商品の表示内容の確認																																																																			
	③ラベル等への管理基準の適合の表示確認																																																																			
	④集出荷、販売記録の保存																																																																			

	市町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ③ <u>ネット販売等の監視</u>		市町	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導
	栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③ <u>県ホームページでの出荷制限解除者の氏名公表</u> ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ⑦ <u>ネット販売等の監視</u>		栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③ <u>モニタリング検査結果に基づく安全シールの配布</u> ④出荷が可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導

改正後	改正前（栃木県統合版）
(5) <u>出荷制限解除後の検査計画</u> ア 県生産工程管理基準に基づく検査 (ア) 出荷前、1 生産ロットごとに 1 検体検査 イ 栃木県のモニタリング検査 (ア) 毎月、出荷前、市町内で 1 検体検査 (イ) 検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。 (6) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 県は、<u>基準値を超過した生産者に対して速やかに原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。</u> また、<u>県は当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査するとともに、再発防止を指導する。</u> <u>なお、基準値超過の原因が特定の生産者の生産管理に限らない場合にあつては周辺調査等も実施し、速やかに必要な範囲に対して全原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請する。</u>	⑤ 解除後の検査計画 ア 県生産工程管理基準に基づく検査 (i) 出荷前、1 生産ロットごとに 1 検体検査 イ 栃木県のモニタリング検査 (i) 毎月、出荷前、市町内で 1 検体検査 (ii) 検体はアの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。 (3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 県は、速やかに<u>同市町産の全原木しいたけ（露地栽培／施設栽培）の出荷自粛と自主回収を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。</u> また、当該生産者に対して、<u>生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。</u> <u>なお、国の定める「出荷制限等の解除の考え方」を満たすまで市町内全域を対象に出荷自粛を要請する。</u>

改正後	改正前（栃木県統合版）
(7) 新たに出荷再開を認める判断基準 今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。 ア 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。 イ 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。 また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。 ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。 3 関係者への周知 県は、市町・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。	(4) 新たに出荷再開を認める判断基準 今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。 ① 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。 ② 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。 また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。 ③ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。 3 関係者への周知 県は、市町・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。